

# 静岡県立富士宮北高等学校 生徒心得

## 1 校訓「覇気・信念・明朗」

- (1) 校訓を生活の指標として、校友と協力し、校則及び生徒会規約、生徒心得に基づき正しく明るい学校生活を送ることに努力する。
- (2) 本校入学の動機や目的、将来の目標を明確にし、高校生活の基盤を確立するとともに一層の努力と研鑽に努める。

## 2 生徒としての基本的生活

- (1) 教科の勉強は生徒の本分である。自学自習につとめ、常に知識技能の習得に励むこと。
- (2) 年間を通して8時 20 分までに入室する。無断欠席遅刻早退をしないこと。(欠席遅刻する時は8時 10 分までに保護者等が学校へ連絡してください。)
- (3) 登下校の際には授業に必要なものをすべて携行すること。又、不要な金品は一切学校に持参しないこと。(所持品にはすべて氏名を明記すること)
- (4) 学校や生徒会の主催する行事及び部活動には積極的に参加すること。部活動(全員加入)は学習活動とともに学校生活の両輪とも言われている。自主・自律・協調の精神を養うため、積極的に参加することが大切である。部の選択にあたっては自分の適性を考えて入部すること(年度途中での転部は原則認めない)。
- (5) お互いに挨拶する習慣を身に付ける。また校内において来客等に会った時も同様である。
- (6) 自分から進んで環境整備を心掛け、学校美化に努めること。
- (7) 校舎、校具その他公共物を大切に扱う。
- (8) 校内では特定の政治活動や宗教活動をしないこと。
- (9) 家庭にあっては家事の手伝いをし、無駄遣いをせず、家族の一員として責任ある生活と協力に努めること。

## 3 制服

- (1) 制服は学校指定のものとする。
- (2) 制服を購入する場合は本校指定のものを指定店で購入する。
- (3) 制服は改造してはいけない。改造した場合は指定店で直すか買い替える。また、改造した制服は学校で預かり指導をする場合がある。
- (4) 登下校時は必ず制服を着用する。ただし、休業日は部活動指定ジャージでの登下校を認める。
- (5) 靴下は、単色で華美でないもの(黒、紺、白、グレーなど)とする(ワンポイントまで可)。
- (6) 靴は、制服に合った革靴とする。ただし、運動靴でもよい。
- (7) 持物は、高校生としてふさわしい形状のしっかりとしたバッグを使用する。
- (8) 細則を別に設けることがある。
- (9) 衣替えを廃止する。体調・気候等に応じて冬服、中間服、夏服を自ら選択し、正しく着こなす。ただし、集会、学校行事等の際は正装を着用する。

### <冬服>

- ① 正装期間  
11月1日から4月30日まで。
- ② 男子  
指定長袖シャツ、指定スラックス、指定ネクタイ(2種類)
- ③ 女子  
指定長袖ブラウス、指定スカートまたは指定スラックス、指定リボン(2種類)
- ④ 男女共通  
指定ブレザー、指定セーター  
冬服略装: 冬用コートは華美でないものとする。

### <夏服>

- ① 正装期間

6月1日から9月30日まで。

② 男子

指定半袖シャツ、指定スラックス

③ 女子

指定半袖ブラウス、指定スカートまたは指定スラックス

<中間服>

① 正装期間

5月1日から5月30日まで、および、10月1日から10月31日まで。

② 男子

指定長袖シャツ、指定スラックス、指定ネクタイ(2種類)

③ 女子

指定長袖ブラウス、指定スカートまたは指定スラックス、指定ベスト

#### 4 携帯電話・スマートフォン

(1) 原則として、学校敷地内の私的な使用を禁止する。

(2) 朝のSHRから帰りのSHRまでは電源を切り鍵のかかるロッカーにて保管し、いかなる場所においても使用禁止。ただし、関連する教員の指示がある場合は除く。また、放課後にやむを得ず送迎等のために使用する場合は校舎外にて使用を認める。

(3) 違反した場合

① 担任は生徒課ロッカーで携帯電話を保管し、帰りのSHRで生徒に返却する。その後、指導期間は毎日朝のSHRで預かり、生徒課ロッカーで保管し、帰りのSHRで返却する。

② 担任は生徒課学年担当に連絡し、今後の指導日程等を決定する。

③ 生徒課学年担当が主となり、担任・副担任と連携をとって放課後に書き写し指導(別紙)にあたる。

1回目は3日間。

2回目は5日間。担任から保護者等へ電話連絡。

3回目は7日間。生徒課長説諭。

④ 授業中の使用・施設内での充電については指導日数を2日ほど延長する。

(4) 別に細則を設けることがある。

#### 5 頭髪

(1) 染色、脱色、熱などによる変色、その他学校生活に不必要な加工(パーマ、付け毛など)は禁止する。

(2) 染色、脱色、熱などにより変色した場合、原則として美容室・理容室にて黒染めし、短髪にする。ただし、状況によっては黒染めをせずに地毛を伸ばし短髪にするという継続指導をする場合がある。この判断は生徒課が行う。

(3) 学校生活に不必要な加工(パーマ、付け毛など)をした場合は、ただちに改善する。

(4) 非対称な刈り上げ(極端な刈り上げ)は禁止とする。

(5) その他、入学試験・入社試験の際に不適切とみなされる髪形は禁止する。その判断は生徒課が行う。

(6) 細則を別に設けることがある。

#### 6 交通安全

(1) 自転車通学許可条件

① 自転車通学を希望する者は、入学時、または必要に応じて自転車通学許可願を提出して許可を受けなければならない。許可なく自転車通学をすることは禁止する。また、自転車通学許可証(ステッカー)を紛失した場合は直ちに再登録の申請をしなければならない。

② 雨天時は雨合羽を着用する。

③ 許可された自転車は所定の自転車置き場に置き、必ず2カ所で施錠する。

④ 自転車は常に整備(タイヤ・ライト・ベル・ハンドルなど)しておく。ハブステップ不可。

⑤ 変形ハンドル車、折りたたみ自転車は禁止する。

⑥ 夜間はライトをつける。

- ⑦ 交通法規、交通道徳を守る。特に左側通行、一列進行、一時停止を行う。二人乗り、片手運転、携帯電話操作乗りをしない。
- ⑧ 自転車保険に加入する。
- ⑨ 注意事項に違反した者は、担任・生徒課から厳重に注意をする。
- ⑩ 悪質な違反については、自転車通学を禁止する。

(2) 原付自転車、自動二輪、四輪の運転は禁止。

(3) 万一、交通事故、違反を起こした場合は、必ず警察に連絡を入れること。その際、登校後に必ず事故報告書を提出する。

## 7 運転免許取得要件

(1) 以下①～③の条件を満たした生徒の自動車学校への通学を許可する。

- ① 原則として、進路決定者は入校手続き及び通学をすることができる。
- ② 年齢については、18歳の誕生日前2ヶ月前から、生徒は入校手続きを行うことができる。
- ③ 生徒課主催「自動車学校入校説明会」に参加し、自動車学校入校の諸注意を理解した生徒は、別紙の手続きをすることができる。

(2) 以下①、②の生徒の自動車学校への通学を禁止する。

- ① 欠点保有者。
- ② 無断免許取得、無免許運転、無断自動車学校入校、暴走行為等の悪質な行為を犯した者。

(3) 以下①、②の取得した免許証の取り扱いについて遵守する。

- ① 仮免許証交付後は、各自動車学校に預ける。自動車学校の路上教習以外は運転を禁止する。
- ② 免許証取得後は、卒業時まで保護者等に預ける。保護者等が同伴であっても自動車・原付バイク等の運転を禁止する。

## 8 アルバイト

以下の学校の規定内において、**保護者等の責任のもと**学校生活全般において良好な者においてアルバイトを行うことを許可する。

- (1) 就労時間は学校生活を優先した上で、登校日は3時間以内、休業日は8時間以内とする。ただし、20時以降の勤務は禁止とする。
- (2) 下記のような高校生としてふさわしくない業務を行うことは禁止する。
  - ① 酒類の給仕を主とする業務
  - ② 旅館・民宿など個室での接客業務
  - ③ バイク・自動車の運転が必要な業務
  - ④ 危険な作業や過重労働が伴う業務
- (3) 定期試験 1週間前から試験期間終了までは、アルバイト、アルバイト探しや面接・手続きの活動などを一切行わない。
- (4) 欠点保有者はアルバイトをすることができない。また、アルバイトをすることによって、著しく成績が低下したり、生活態度が乱れたりした者は、アルバイトを中止しなければならない。
- (5) 違反をした者は指導の対象となる。そして、1ヶ月のアルバイト禁止となる。
- (6) 雇用条件は「アルバイト許可願」に明記する。
- (7) アルバイトを希望する者は、別紙の手順で許可申請手続きを行う。

## 9 下校時間

- (1) 完全下校時間を18時40分とする。
- (2) 校舎内での滞在は16時40分までとする。
- (3) 上記(1)(2)は教職員の責任の下であればこの限りではない。
- (4) 自習室利用者は進路課自習室使用上の規定に従うこと。